

令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務のプロポーザルに関する質問一覧

	質問項目	質問内容	回答	更新日
1	「別記①令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練計画(補足資料)」-「(3)オンラインによる訓練について」 「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書」-「3 委託業務内容」-「(3)訓練内容」-「③ 訓練実施方法」 「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書」-「3 委託業務内容」-「(10)同時双方向又はeラーニングによる訓練について」	別記1「訓練計画(補足資料)」の3「オンライン訓練の要件」には、『同時かつ双方向に行われるもの』との記載がありますが、仕様書の3-3-3や3-10にはeラーニングに関する記述があり、記載内容に矛盾があるように見受けられます。本訓練において、eラーニングによる訓練の実施は可能でしょうか。	eラーニングによる訓練の実施は可能です。	R8.2.10
2	「別記①令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練計画(補足資料)」-「(3)オンラインによる訓練について」	もしeラーニングの実施が可能である場合、「オンラインによる訓練」には、eラーニングも含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	「オンラインによる訓練」には、eラーニングも含まれます。	R8.2.10
3	「別記①令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練計画(補足資料)」-「(3)オンラインによる訓練について」	もしeラーニングの実施が可能である場合、eラーニングの実施において、「通信の方法のうち、…同時かつ双方向に行われるもの」の要件以外で、eラーニング実施時に適用されない要件はありますか。	「通所による訓練の時間を総訓練時間の20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別訓練、面接指導等を実施すること。～」は本訓練において不要な条件となります。失礼いたしました。	R8.2.10
4	「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書」-「3 委託業務内容」-「(3)訓練内容」-「③ 訓練実施方法」	『以下3通りの実施方法を組み合わせての訓練実施すること』との記述がありますが、これは「同時双方向」「eラーニング」「スクーリング(対面)」の3つの方法すべてを、最低1時間以上(または1科目以上)実施し1/3なければならないという解釈でよろしいでしょうか。それとも、いずれかを組み合わせればよいのでしょうか。	いずれかを組み合わせていただければ問題ございません。 なお、実施方法を1つとすることを妨げるものではありません(例:同時双方向のみでも可)。	R8.2.10
5	「様式第12号 オンラインによる訓練実施計画」	様式第12号について、「通信の方法のうち、テレビ会議システムを使用し…」と同時双方向(ライブ配信)を前提とした記述がありますが、同時双方向での訓練科目がなく、eラーニングのみでオンライン訓練を実施する場合も、本様式への記入は必要でしょうか。	「通信の方法のうち、テレビ会議システムを使用し…」と同時双方向(ライブ配信)を前提とした記述は不要な表現となります。失礼いたしました。 eラーニングのみでオンライン訓練を実施する場合も、本様式へご記入ください。	R8.2.10

令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務のプロポーザルに関する質問一覧

	質問項目	質問内容	回答	更新日
6	「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書(別紙1)」-「(イ)訓練実施に伴う業務」-「②訓練受講者の出席の管理及び指導」	「訓練受講者の欠席・遅刻・早退の管理」と記述がありますが、これは「eラーニング」での訓練実施を考えている場合は、どのように管理すればよろしいでしょうか。eラーニングはLMSで受講記録を管理することになるとと思いますが、欠席・遅刻・早退はどのような場合でしょうか。	eラーニングによる訓練においては、欠席・遅刻・早退という概念はありません。	R8.2.10
7	「別記①令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練」	非正規雇用労働者等訓練の実施が決まった場合、1枠で4つまたは5つの複数コースの実施を行います。2つ以上のコースを同時並行で行う(訓練の期間が重なる)ことは問題ないですか？	同時並行で行っていただいて差し支えありません。	R8.2.10
8	「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書」-「3 委託業務内容」-「(9)補講等の取扱い」	eラーニングで実施する場合、システム上で期間内に視聴を完了させ、確認テストを実施する形式で行うので、「補講」という概念は発生しないと考えてよろしいでしょうか。また、出席率(進捗率)について、修了要件となる基準はありますでしょうか。	eラーニングによる訓練においては、補習・補講という概念はありません。 eラーニングによる訓練においての修了要件は以下のとおりです。 ① eラーニングによる訓練において、カリキュラムの全てを受講した者 ② eラーニングによる訓練において、全ての確認テストで8割以上の得点に達した者	R8.2.10
9	「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書(別紙1)」-「(イ)訓練実施に伴う業務」-「⑥災害発生時の連絡」	台風等の災害発生時において、eラーニングの場合は、対面訓練のような「休講(訓練の中止)」措置は不要という解釈でよろしいでしょうか。また、停電や通信障害により一時的に受講できない状況が発生した場合、出席管理はどのように取り扱うべきでしょうか。	eラーニングの場合は、「休校(訓練の中止)」措置は不要です。 一時的に受講できない状態となった場合、その前後の受講状況の確認や訓練生から受講不能の状況にある旨の報告を受ける体制にする等で出席確認をしてください。	R8.2.10
10	「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書」-「3 委託業務内容」-「(4)訓練に関する留意事項」 「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書」-「3 委託業務内容」-「(6)訓練実施に伴う業務」	選考会や開講式、修了式の実施日時について、離職者等委託訓練のように「平日の日中」に実施しなければならないという制約はありますでしょうか。 本訓練の対象者は在職者(非正規雇用労働者)であるため、受講しやすい「土日祝日」や「夜間」に設定することは可能でしょうか。	本訓練の対象者は在職者(非正規雇用労働者等)でありますので、選考会や開講式、修了式の実施日時は「土日祝日」や「夜間」に設定していただいて構いません。	R8.2.10

令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務のプロポーザルに関する質問一覧

	質問項目	質問内容	回答	更新日
11	「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書」-「3 委託業務内容」-「(7) 受講継続勧奨及び学習支援(伴走支援)」-「③ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング」	本訓練の対象者は在職者(非正規雇用労働者)であるため、仕事との両立や受講のしやすさを考慮し、オンライン活用を検討しております。 キャリアコンサルティングの実施方法について、対面での実施に限らず、Zoom等のWeb会議システムを用いたオンラインでの実施も可能でしょうか。	可能です。	R8.2.10
12	「令和8年度非正規雇用労働者等職業訓練委託業務仕様書」-「3 委託業務内容」-「(7) 受講継続勧奨及び学習支援(伴走支援)」-「③ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング」	訓練期間中に実施するキャリアコンサルティングの実施回数について、具体的な指定(例:期間中3回以上など)はありませんでしょうか。 特段の指定がない場合、正社員化支援として十分な効果が見込める計画であれば、実施回数や時期については提案者の裁量で設定してよろしいでしょうか。	原則として、訓練開始1か月後以内にキャリアコンサルティングを1回実施してください。 訓練期間中においては、当該1回を含むキャリアコンサルティングを3回以上行うことが望ましいですが、他2回の実施に当たっては、訓練生の意向等を踏まえつつ、効果的なキャリア形成支援となるよう設定してください。	R8.2.10